

(1. 地域における技能振興事業の実施)

事業項目	実施計画の内容	実施状況
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	ア 技能五輪全国大会の予選の実施  若年者の技能レベルの向上等を図るため、技能五輪全国大会の予選を実施する。	以下の職種について、予選会を実施した。  造園職種 実施日 令和5年4月22日 参加者 2名
	イ 技能五輪全国大会及び若年技能者ものづくり競技大会への参加支援の実施  参加選手及び選手の指導員の旅費並びに工具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進する。  (ア) 技能五輪全国大会 選手16名、指導者16名 (イ) 若年者ものづくり競技大会 選手7名、指導者7名	技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会について、北海道から出場した選手及びその指導者の旅費と工具の運搬費の支援を行った。  (ア) 技能五輪全国大会 7職種 選手15名、指導者16名 (イ) 若年者ものづくり競技大会 7職種 選手9名、指導者8名
(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	中央技能振興センターと連携し取材を実施	中央技能振興センターと連携し取材を実施中。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう対応をする。	中央技能振興センターに問い合わせるよう対応した。

(3. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について)

区分	実施計画	実施状況
(1) ものづくりマイスターの開拓	ア ものづくりマイスターの開拓 関係団体及び事業所に認定申請案内を送付したうえで、ものづくりマイスターの認定者のいない職種及び認定者が少数の地域を中心に関係団体及び事業所を訪問し、改めて事業の趣旨説明を行い、ものづくりマイスター認定者の拡大に努める。  ものづくりマイスター目標認定数 6名以上	(1) 関係団体及び事業所に認定申請案内を送付し、ものづくりマイスターの認定者のいない職種及び認定者が少数の地域を中心に関係団体及び事業所を訪問し、改めて事業の趣旨説明を行い、ものづくりマイスター認定者の拡大に努めた。  ものづくりマイスター認定数 5名

区 分	実施計画	実施状況
(2) ものづくり マイスターへの 説明	イ ものづくりマイスターへの説明 ものづくりマイスターには活動条件、指導実施後の報告事項等について、文書より通知し説明を行い、円滑な指導を図る。また、職業訓練指導員免許非保持者については、指導技法等講習を受講する必要があることを伝える。	(2) ものづくりマイスターには活動条件、指導実施後の報告事項等について、文書より通知し説明を行い、円滑な指導を図った。また、職業訓練指導員免許非保持者については、指導技法等講習を受講する必要があることを伝えた。
(3) 申請書類等 の取りまとめ	ウ 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書類の作成支援を行い、指定期日までにセンターに提出する。	(3) ものづくりマイスターの認定申請書類の作成支援を行い、指定期日までにセンターに提出した。
(4) ものづくり マイスターに対 する研修	エ ものづくりマイスターに対する研修 ものづくりマイスター等の指導力向上を図るため、センターが準備する教材を活用して指導技法等講習を実施する。また、センター主催の研修等について、関係職種に該当するものづくりマイスターを派遣する。	(4) ものづくりマイスター等の指導力向上を図るため、センターが準備する教材を活用して指導技法等講習を実施予定。また、センター主催の研修等について、関係職種に該当するものづくりマイスターを派遣予定。

(4. ものづくりマイスターの活用に係る業務について)

区 分	実施計画	実施状況
(1) 若年技能者 の人材育成に 係る相談・援 助等	道内行政機関・業界団体・工業高校等を訪問し、相談・援助を行う。	道内各市町村教育委員会、小中学校、工業高校等を訪問し、要望等の把握、事業周知を実施した。

区 分	実施計画	実施状況
(2) ものづくり マイスターの派遣による指導の実施	<p>ア ものづくりマイスター等派遣計画（実技指導）</p> <p>北海道技能振興コーナー窓口において、技能振興コーディネーターを配置し、技能競技大会課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネートや実技指導の相談援助及びものづくりマイスターの派遣コーディネートをを行う。従来の対面方式によるもののほか、WEBを活用した実技指導の実施に取り組む。公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等での実施については、行政・教育機関や地域の技能士会と連携し周知を図り、幅広い各層への指導の実施に取り組む。新規開拓にあたっては、全道に配置したコーディネーターを中心に行政機関や事業所等の訪問を行い、ものづくりマイスターの活用について積極的に働きかけを行う。</p> <p>（ア）ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>【中小企業・業界団体への実技指導】 800人／日</p> <p>【工業高校等への実技指導】 1,000人／日</p> <p>【公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等での実技指導】 100人／日</p>	<p>ア 北海道技能振興コーナー窓口において、技能振興コーディネーターを配置し、技能競技大会課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネートや実技指導の相談援助及びものづくりマイスターの派遣コーディネートをを行った。公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等での実施については、行政・教育機関や地域の技能士会と連携し周知を図り、幅広い各層への指導の実施に取り組みをした。新規開拓にあたっては、全道に配置したコーディネーターを中心に行政機関や事業所等の訪問を行い、ものづくりマイスターの活用について積極的に働きかけを行った。</p> <p>（ア）</p> <p>【中小企業・業界団体への実技指導】 633人／日</p> <p>【工業高校等への実技指導】 614人／日</p> <p>【公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等での実技指導】 538人／日</p>

区 分	実施計画	実施状況
	<p>(ウ) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 地域若者サポートステーションに対して、指導可能なものづくりマイスターの情報提供を行い、要望があった場合に派遣を実施する。</p> <p>小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信では、実演や参加者のものづくり体験の具体的なアドバイスに合わせて職業・仕事内容について説明。リーフレット等の配布を行いものづくり体験と実際の製品と技能の関連、当該職種の職業像などについて受講者の理解が深まるよう指導する。</p> <p>【地域若者サポートステーション】 20人／日</p> <p>【小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信】 580人／日</p> <p>(エ) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p> <p>ものづくりマイスター認定職種以外に、講義、実技指導等の要望があった場合は、限定されている職種の範囲内で学校等への派遣を行う。 360人／日</p>	<p>(ウ) 地域若者サポートステーション 8人／日</p> <p>小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 566人／日</p> <p>(エ) 123人／日</p>

(3. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

区 分	実施計画	実施状況
<p>(1) 連携会議の設置</p>	<p>ア 連携会議の設置</p> <p>若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成を図るとともに、本事業を効果的に進め、相互に連携・協力を強化するため、行政機関、公共職業訓練センター及び地方技能訓練協会等を構成員とする北海道若年技能者人材育成支援等事業連携会議を設置・開催し本事業の推進計画案や実施計画の策定、事業の進捗状況の管理を行う。</p>	<p>別紙1(7ページ)により、連携会議を設置した。 (書面による開催)</p>

区 分	実施計画	実施状況
(2) 連携会議の開催回数	イ 連携会議の開催回数 連携会議を開催し、第1回目は実施計画に関することを協議するため、5月頃を予定。第2回目については進捗状況や目標達成のために必要な事項を協議するため、12月に実施する。	第1回 開催日 令和5年6月1日 議 題 令和5年度事業計画等について  第2回 開催日 令和5年12月4日(予定) 議 題 令和5年度進捗状況等について

(4. 成果目標及び活動目標)

区 分	実施計画	実施状況
(1) 成果目標	ア ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度…90%以上  イ ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に活かせるとした受講生の割合…90%以上  ウ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合…90%以上  エ ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度…90%以上	ア 100%  イ 99%  ウ 100%  エ 100%
(2) 活動目標	ものづくりマイスターの活動数 2,500人日	2,359人日

(5. 契約期間)

区 分	実施計画	実施状況
	令和5年4月3日から令和6年3月29日	令和5年4月3日から令和6年3月29日

(6. 個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置)

区 分	実施計画	実施状況
1 メール誤送付	<p>ア メール宛名間違い ①宛先のアドレスをダブルチェックする。</p> <p>イ BCCをTO、CC送付 ①宛先がBCCかをダブルチェックする。</p> <p>ウ 誤情報送付 ①文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ②要機密情報を暗号化する。 ③文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。 (メールの使い回しをしない。)</p>	<p>ア ①宛先のアドレスのダブルチェックをした。</p> <p>イ ①宛先がBCCかのダブルチェックをした。</p> <p>ウ ①文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックをした。 ②要機密情報を暗号化した。 ③文章等のひな形を作成して、それをもとに作成した。(メールの使い回しはなし。)</p>
2 FAX先誤り	<p>①宛先、FAX番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ②FAX送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③FAXに代えてメールを使用するように業務方法を変更する。</p>	<p>①宛先、FAX番号及び文章が正しいかダブルチェックをした。 ②FAX送信後、履歴により送信状況を確認した。 ③一部業務をFAXに代えてメールを使用するように業務方法を変更した。</p>
3 郵送誤り	<p>宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。</p>	<p>宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックをした。</p>
4 手渡し誤り	<p>手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。</p>	<p>手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックをした。</p>
5 誤アップロード	<p>アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。</p>	<p>アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックをした。</p>
6 その他	<p>1～5に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。</p>	<p>1～5に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じた。</p>
7 委託者への速やかな報告	<p>情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。</p>	<p>情報セキュリティインシデントの発生なし。</p>